

令和6年2月15日

令和6年第2回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和6年2月15日玉川村就業改善センター農研室に於いて第2回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員（議席）

（13名）

2番	円谷 兼一	8番	有賀 昇
3番	曲山 幸男	9番	鈴木 正志
4番	白旗 正彦	10番	吉村 明美
5番	首藤 憲治	11番	仁井田 健
6番	佐久間正美	12番	鈴木 正浩
7番	我妻 利夫	13番	高林きくみ
		14番	車田 覚藏

欠席委員 1番 塩田 茂

（1名）

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長職務代理者

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した

議席2番 円谷 兼一 議席3番 曲山 幸男

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第6号 農地法第3条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（朗読・説明）

◎ 議長 次に議案第6号番号3及び4の調査員 曲山幸男委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 3番委員 2月9日、鈴木推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。

今回の議案については、令和6年第1回農業委員会で再審議となつたため、営農計画書の提出及び農地の復元等について求めたところ、譲受人の■■さんは、■■■■という施設のオーナーであり、そこでは宿泊事業や飲食事業などを手掛けており、その飲食事業でつかうムクナ豆を今回取得した農地で栽培したいとのこと。

また、譲受人の■■■■さんは面識があり、玉川村は気候的にもムクナ豆を栽培しやすいとのことから、今回の申請となつたとのこと。

兩人とも合意しており、問題はないと思われます。

議案第6号番号4について調査報告いたします。

2月9日、鈴木推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。

譲受人の■■■■さんは、経営規模拡大を考えており、隣接地に農地を持っていた譲渡人の■■■■さんに相談したところ、■■■■さんは経営規模縮小を考えていたため、お互い利害が一致したため、今回の申請とな

ったとのこと。
兩人とも合意しており、問題はないと思われます。
以上で調査報告を終わります。

◎ 議長 ただいま調査員の曲山委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願ひいたします。

(なしの声)

◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第6号番号3を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第6号番号3は原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号番号4を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第6号番号4は原案のとおり可決されました。
次に議案第7号 農地法第5条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

次に議案第7号番号2及び3の調査員が白旗正彦委員のため一括で調査報告をお願いいたします。

◎ 4番委員 議案第7号番号2及び3について、調査結果を報告させて頂きます。
2月9日、鈴木推進委員・事務局とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、譲受人の■■■■と譲渡人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人は、太陽光発電事業を主体として事業展開を行っている会社で、玉川村に太陽光発電設備を設置したく適当な土地を探した結果、当該農地の承諾が得られ今回申請したこと。

申請地は、水郡線川辺沖駅から300m以内の第3種農地であり、転用は可能です。

申請地の雨水の排水処理については、敷地内自然浸透し、汚水はできません。兩人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議長 ただいま調査員の白旗委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第7号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎ 議長 異議なしと認め、議案7号番号2は原案のとおり決定されました。
次に、議案第7号番号3を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎ 議長 異議なしと認め、議案第7号番号3は可決とされました。
次に議案第8号 玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に議案第8号番号1の調査員 有賀昇委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 8番委員 2月9日、塩澤金男推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、本申請地以外に3か所の候補地を見つけたが、いずれも所有者から同意が得られなかつたことを鑑みると上記要件に該当する。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地は農地の広がりがなく、農作業に影響はない。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、担い手への集積及び計画は無いため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等は行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」につ

いてですが、当該地は母畠土地改良区で行った土地改良事業を行っておりますが、8年経過しているため問題ないと思われます。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議長　　ただいま調査員の有賀委員から調査報告がございましたが、ご意見や質問がある方はお願いいいたします。

(なしの声)

◎ 議長　　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第8号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議長　　異議なしと認め、議案第8号番号1は原案のとおり決定されました。次に議案第8号番号2の調査員 首藤憲治委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 5番委員　議案第8号番号2について調査結果を報告いたします。

2月9日、車田会長及び溝井推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。

場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、本申請地以外に3か所の候補地を見つけたが、いずれも所有者の同意をえられなかつたことから上記要件に該当する。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、当該地の周囲は農地が広がっているが、南側に村道があり農地の広がりの縁辺部のため問題ないと思われます。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありました、担い手への集積及び計画は無いため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないもの思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等は行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効

用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、公共投資等は行われていないため、問題ないと思われます。農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議長　　ただいま調査員の首藤委員から調査報告がございましたが、ご意見や質問がある方はお願いいいたします。

(なしの声)

◎ 議長　　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第8号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議長　　異議なしと認め、議案第8号番号2は原案のとおり決定されました。次に議案第9号 利用権の終了を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長　　只今事務局より説明がございましたが、ご意見や質問がある方はお願いいいたします。

(なしの声)

◎ 議長　　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第9号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第9号番号2は原案のとおり決定されました。次に議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長　　只今事務局より説明がございましたが、ご意見や質問がある方はお願いいいたします。

(なしの声)

◎ 議長　　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議長　　異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり決定されました。

次に議案第11号 農作業労働賃金標準額の設定についてを議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 只今事務局より説明がございましたが、ご意見や質問がある方はお願ひいたします。

(なしの声)

ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり決定されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程（案）

□ 日時 令和6年3月15日（金）午後1時30分

□ 場所 玉川村就業改善センター 2階 農研室

※連携会議については同日2時15分より開催

2 農業委員会報酬について

3月に農業委員報酬を振込するため、別紙、振込依頼書及び個人番号の提出をお願いします。

◎ 会長 それではないようありますので、その他を終わります。

7 閉会 高林職務代理者

◎ 午後2時20分総会終了